**（様式第2－12号）**

**農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（変更）**

河南町

**１　促進計画の区域**

別紙地図に記載のとおりとする。

**２　促進計画の目標**

１．河南西部地域

(1) 現況

　　本地域は、土地改良事業により整備された良好な農地において農作物を生産している。今後と

も農業振興を図るためには、農業用排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施

設を適切に保全管理することが必要である。

(2) 目標

　　(1)を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第１号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の

促進を図ることとする。

２．北加納地域

(1) 現況

　　本地域は、土地改良事業により整備された良好な農地において農作物を生産している。今後と

も農業振興を図るためには、農業用排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施

設を適切に保全管理することが必要である。

(2) 目標

　　(1)を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第１号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の

促進を図ることとする。

３．長坂地域

(1) 現況

　　本地域は、都市近郊農業として平坦で肥沃な土壌を活かした水稲、野菜などを生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設を適切に保全管理することが必要である。

(2) 目標

　　(1)を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第１号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の

促進を図ることとする。

**３　法第６条第２項第１号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関す**

**る事項**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|  | 河南西部地域 | 法第３条第３項第１号に掲げる事業 |
|  | 北加納地域 | 法第３条第３項第１号に掲げる事業 |
|  | 長坂地域 | 法第３条第３項第１号に掲げる事業 |

**４　法第６条第２項第１号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進**

**する区域を定める場合はにあっては、その区域**

設定しない

**５　その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

特になし